資料２

旧筑西市民病院解体に伴う不要財産の処分に係る中期計画変更の概要について

１．旧筑西市民病院の解体

筑西市が作成した新中核病院整備基本計画では、新病院の整備とともに、旧筑西市民病院の解体まで含めた計画となっている。このため、筑西市が旧筑西市民病院（以下「旧病院」という。）の解体を実施する。

２．筑西診療所の継続

筑西診療所は、現在、旧病院の建物の一部を使用して地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）が運営している。

今後も引き続き、同じ場所で法人が運営していくため、診療所に係る土地・建物を継続して活用する。

３．中期計画の変更

地方独立行政法人法では、出資等に係る不要財産の処分が見込まれる場合には、中期計画において当該財産の処分計画を定めることとしている。

今般の旧病院の解体にあたっては、解体の前段階で不要財産の納付が見込まれるため、中期計画の変更が必要となる。

根拠法令　地方独立行政法人法　第２６条第２項第４号の２

（中期計画）

第二十六条　地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

２　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一から四号は省略

四の二　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

４．インフラ切回し工事とレントゲン等移設工事

現在、インフラ（電気・水道・消防設備）が解体予定の旧病院内を経由して、筑西診療所に供給している。また、レントゲン等の機器も旧病院内に設置されているため、支障となってしまい解体することができない。

筑西診療所の建物の継続使用及び旧病院の解体を可能にするため、インフラ切回し工事とレントゲン等移設工事を行う。

５．不要財産の納付

インフラ切回し工事とレントゲン等移設工事を行った時点で、筑西診療所で使用しない土地・建物・構築物が不要財産になる。このため、法令に基づき不要財産を筑西市に納付する。（不要財産返納計画図　青枠内を参照）

根拠法令　地方独立行政法人法　第６条第４項、第４２条の２第１項

（財産的基礎）

第六条

４　地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二　地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

６．不要財産の納付に対する現金補填

法人の帳簿上（貸借対照表）において、旧病院の土地・建物・構築物は資本金等の財産的基礎を成している。不要財産の納付により法人の財産が減少するため、相応分を現金補填して、法人の財産的基礎を維持する。

土　地	３０５，６２２，８７２円
建　物	１８，８８７，８８９円
構築物	５７８，６４２円
計	３２５，０８９，４０３円

※返納見込みである令和４年６月３０日時点の帳簿価格で算出したもの
※返納時期により金額は変動する

７．定款の変更

旧病院の解体に伴い、法人の定款に記載されている土地・建物の面積が変わるため、定款の変更を行う。

８．解体工事の実施

不要財産の納付手続き後、土地・建物を筑西市に名義変更し、筑西市が実施主体となって解体工事を行う。

９．事業費

・３か年継続事業（令和３年度～令和５年度）

・総事業費　７７９，９１３千円

・特定財源　県補助金（地域医療介護総合確保基金）　２９０，２０２千円

　　　　　　合併特例債　４６５，１００千円

単位：千円

事　業　名	全　体		計　画			
	年　度	年割額	特　定　財　源			一　般 財　源
			国　県 支出金	地方債	その他	
旧筑西市民病院 解体事業	令和３年度	144,291	－	137,000	－	7,291
	令和４年度	281,053	116,081	156,700	－	8,272
	令和５年度	354,569	174,121	171,400	－	9,048
	計	779,913	290,202	465,100	－	24,611

１０．スケジュール

年　度	項　　目
令和３年度	法人と協議書を締結
	評価委員会の意見聴取（中期計画変更（不要財産処分計画））
	議会の議決（中期計画変更（不要財産処分計画））
	インフラ切回し設計委託
	インフラ切回し工事、Ｘ線機器等移設工事
令和４年度	評価委員会の意見聴取（不要財産の納付）
	議会の議決（不要財産の納付、定款変更）
	不要財産の納付に対する現金補填
	分筆、所有権移転登記
	解体設計委託
	解体工事（令和４年度から令和５年度）
令和５年度	解体工事（令和４年度から令和５年度）

不要財産返納計画図

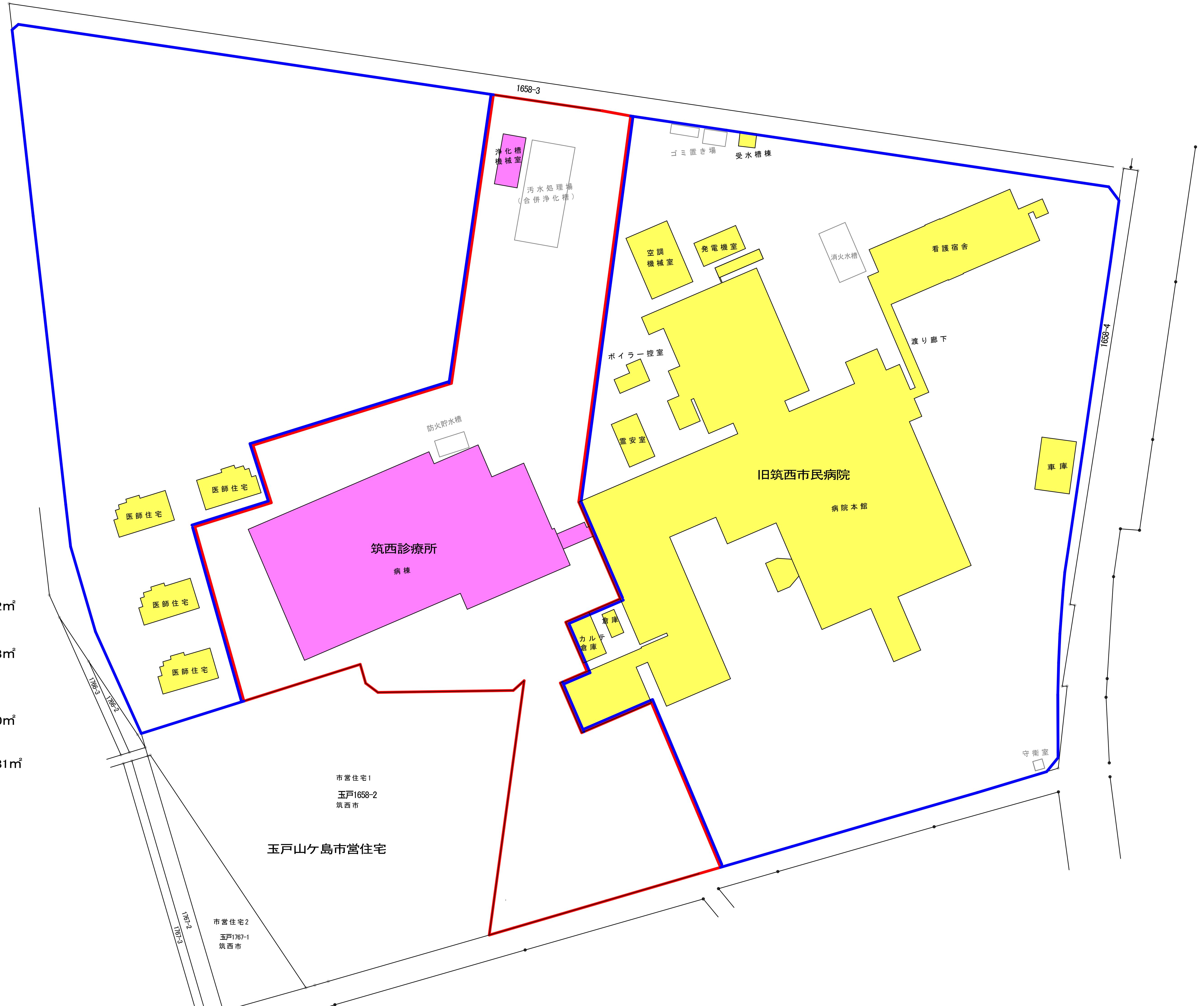

残置建物　1,698.52㎡

解体建物　6,601.33㎡

残置土地　7,579.00㎡

返納土地　22,108.81㎡

※エリアは現時点での案